

東北大学公共政策大学院

[令和6（2024）年度] 外部評価報告書

はじめに

東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会は、東北大学法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程連携協議会に関する内規第2条が、①法学研究科総合法制専攻（法科大学院）及び公共法政策専攻（公共政策大学院）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項、②産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項、③産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的事項及び実施状況の評価に関する事項について審議し、研究科長に意見を述べることとし、内規第11条において報告書のとりまとめに関することを規定しているのを踏まえ行われるものである。

この評価結果は、研究科長があらかじめ委嘱した外部委員が、書面調査、学生へのインタビューを含む現地調査、対面による公共政策大学院教育課程連携協議会における意見交換等を経て提出した評価シートに基づいている。本年度は、公共政策大学院を対象として、令和7（2025）年2月27日（木）に、東北大学法学研究科において開催された。評価結果のとりまとめに際しては、公共政策大学院においては、公共政策大学院評価改善・基本戦略委員会において原案（外部委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部委員に必要な応じて修正をお願いした上で、評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部委員の方々に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

令和7（2025）年4月

東北大学公共政策大学院

目次

評価項目 1 ～ 8	4
総評	1 2
資料	1 4

記載にあたって

- *それぞれの外部評価委員が記載した「評価シート」の所見をそのまま記載することを原則とした。各外部評価委員は、「評価シート」において、各項目について、「A：大変良い B：良い C：特に問題はない D：問題があるので検討の必要がある E：悪いので改善の必要がある」の5段階で評定したうえ、自由記述形式で所見を記載している。
- *便宜のため、各外部評価委員の所見を箇条書き形式に整理して、番号を付した。

評価項目 1. 教育の実施体制（大変良い：2名、問題があるので検討の必要がある：1名）

【評価すべき点】

- 1) 実務家を含む多彩かつ気鋭の教員の方々、および運営面での不断の改善に向けた各委員会の存在など、きめ細やかな教育体制が整備されているものと認めます。
- 2) 収容定員 60 名に対して、主要教員が 20 名と少人数教育が実現できていることは高く評価できます。また、研究者 14 名、実務家教員 6 名のバランスも良い。こうした点を積極的にアピールし、志願者の確保に努めていただきたいと思います。
- 3) 実務家教員の配置によって、学生が実際の政策形成のあり方や、中央省庁の業務内容について理解を深めることができる点は、公共政策大学院ならではのメリットと言えます。
- 4) 年度途中の赴任となる実務家の新任教員へのサポートもしっかりしており、大学院の中核をなす公共政策ワークショップの円滑な実施に寄与しているものと考えます。
- 5) 「公共政策ワークショップハンドブック」を毎年作成し、プロジェクト毎に作業内容や反省点を具体的に記載していることで、後年度の学生、担当教員ともに、大いに参考になることから、作成を継続していただきたい。
- 6) 経済系科目に係る東北大学会計大学院との授業科目の相互提供、夏季集中講義、（独）経済産業研究所との研究交流などにより、多彩な科目を提供していることによって、学生が幅広い知識と多面的な視点を得ることができている点は評価できます。
- 7) 基本的組織の編成と教員の確保に関して、学生数に対して多くの教員が配置され、実務家教員も一定数配置されているのは、公共政策学の教育を行なっていく上で非常に高く評価される点であると思われます。また、教育内容、教育方法の改善に向けて取り組む体制として、FD懇談会や各種委員会で、問題点の発見・分析・改善が行われていることも非常に高く評価される点であると思われます。

【今後の課題等】

- 8) より一層、地域に根付いた政策の検討・深掘りを行ううえでは、地域の経済を支えている中小企業の実態に精通した教員の配置も有意ではないかと考えます（中小企業庁、中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、各県の中小企業診断協会など）。
- 9) 法学研究科を基礎とすることで仕方ない面もありますが、経済・統計系の科目の選択の余地がない（少ない）ことが気がかりです。公共政策の分野において、効果的

な政策を立案するためには、いわゆるEBPM（根拠に基づく政策立案）の考え方が重要であることから、データ収集・計量的分析を政策立案に繋げていく手法を学ぶ機会が必要と思います。

- 1 0) 実際の時間割表を見てみると、夜間や土日といった社会人学生が在職のまま通学することが可能な時間帯に開講されている科目が極端に少なく、休職を余儀なくされることが気になりました。既に学内で検討されてきたことであると思われますが、多様な学生の入学という点からも夜間・土日開講についても検討されるのが、よいのではないかと思います。

評価項目 2. 教育内容（大変良い：1名、良い：1名、問題があるので検討の必要がある：1名）

【評価すべき点】

- 1 1) 本院教育プログラムの真骨頂たる「公共政策ワークショップ」を実効性あるものとするため、事前・実施中・事後の各フェーズにおいて、いずれも学生への適切なフォローがなされているものと認めます。
- 1 2) 人手不足の問題が顕在化しているなか、「外国人材の活躍」が地域における喫緊の課題となっております。就中、その定着については、企業のみならず地域関係者が一体となって取組むべき事項であり、本院「公共政策ワークショップ」での検討にふさわしい実践テーマであると思料いたしております。
- 1 3) 経済安全保障上の重要物資「半導体」については、「サプライチェーン強靱化」および「人材育成」がわが国の喫緊の課題となっております。これらは本院の授業科目または「公共政策ワークショップⅠ」の政策課題テーマとしても時宜を得たものと思料いたしております。また、本テーマについては、東北大学内の優れたリソースも十分活用し得るものと期待いたします。
- 1 4) 「内部進学者特別選抜」や、「成績優秀者のTA採用」等の取組により、平成31年度以降、定員を確保できていることは評価できます。引き続き、入試制度を不断に見直し、優秀な学生を確保できるよう尽力いただきたい。
- 1 5) 成績優秀者のTA採用は、経済的な問題を抱える学生にとって非常にありがたい制度と言えます。物価高が継続しており、いずれ大学として授業料・入学金の引き上げを検討せざるを得ない状況も考えられるので、引き続き、優秀な学生に対する授業料の減免等、経済的な支援策を検討いただきたいと思います。

- 1 6) 学生一人一人にアドバイザー教員が配置され、学生からの相談に随時対応できる体制を整えている点は、学生の抱える多様な悩みを解決する一助になっていると思います。
- 1 7) 明確なアドミッション・ポリシーのもとで、入学試験において丁寧な選考が行われていることは非常に高く評価される点であると思われます。また、教育課程に関して、「理論と実務の融合」という基本方針のもとで、「公共政策ワークショップ」を主軸とした教育プログラムは非常に魅力的であると思われます。特に、政策実務教育に関しては、学生が具体的な政策課題調査・政策案立案を行う前の段階で、「政策調査と論文作成の基礎」という科目で基礎的なトレーニングが行われていることは非常に高く評価される点であると思われます。さらに、学生一人一人にアドバイザー教員が配置され、学生からの学習に関する相談に応じていることも非常に高く評価される点であると思われます。

【今後の課題等】

- 1 8) 教育課程に関しては、公共政策学の主要な領域である政策デザイン論に関する科目、特に社会工学・社会技術論系の科目がほとんど開講されていないことが気になりました。例えば、「公共政策ワークショップ」に関しては、「政策調査と論文作成の基礎」で一定レベルのトレーニングが行われていると思われますが、問題構造化手法やモデリング・シミュレーションといった社会工学・社会技術論系の科目があると、より学生の分析レベルが向上すると思われます。また、「政策評価論」、「政策分析の手法」という政策デザイン論の主要科目が基幹科目に配置されていないことも気になりました。

さらに、教育課程に関しては、最近の政策現場で重視されている「政策プロセスマネジメント」「合意形成」「ルールメイキング」「ロビイング」「政策起業家」といったトピックに関連する科目が開講されていないことも気になりました。また、「政策プロフェッショナル」には公務員以外のアクターも含まれることを考えると、「市民参加論」「非営利組織論」といった科目が開講されていないことも気になりました。

評価項目 3. 教育方法（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

- 19) 実務教育と理論教育のバランス確保やインターンシップ等を通じた両者の融合、また、少人数教育の長所を生かしたアドバイザー教員によるきめ細やかなフォローがなされているものと認めます。更に学習インフラ面でもユーザーニーズを踏まえた優れた環境を整備されているものと認めます。
- 20) エクステンション教育研究棟におけるインフラ面の整備に加え、「公共政策ワークショップ」においては、調査テーマの設定から報告書の作成まで、すべて学生の自主的な取組に委ねられており、学生の主体的な学習を促していることは高く評価できます。
- 21) 授業形態の組合せと学習指導法の工夫として、「公共政策ワークショップ」を中心とする実務教育と、基幹科目を中心とする公共政策の理論教育とのバランスが必修単位数で取られているのは高く評価できると思われます。
- 22) 主体的な学習を促す取組として、学習・作業環境が整えられている上で、特に、主要科目の「公共政策ワークショップ」における学習では学生の自主的な取り組みに委ねられているのは高く評価できると思われます。また、理論教育においても、少人数教育の利点が生かされ、対話・討論型を重視した授業が行われていることは非常に高く評価できると思われます。

【今後の課題等】

指摘なし。

評価項目 4. 学業の成果（大変良い：2名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 23) 明確なポリシーのもと、公正・厳格な成績評価が行われているとともに、学生の修了状況についても良好であると認めます。
- 24) ディプロマ・ポリシーは明確であり、成績評価基準や修了認定基準も明確に定められ、さらに共通化されていることは高く評価されると思われます。特に、教育の主軸にある「公共政策ワークショップ」の成績評価については、グループワークが多い科目では学生の一部がフリーライダー化してしまう恐れがあるため、グループ単位と個人単位でどのような評価を行うかということの難しさがありますが、担当教

員が総合的に評価し、運営委員会において合議で決定するとされていることは、公正・公平な成績評価という点から非常に高く評価できると思われます。

25) 学生による授業評価を定期的の実施し、評価結果を教員にフィードバックし、さらにFDを通して組織としてカリキュラムや指導内容を改善していることは非常に高く評価できると思われます。

26) 成績評価基準や修了認定基準が講義要綱や学生便覧に明示されており、成績評価の方法も講義要綱に示されているほか、成績評価については、評価基準を共通化し、不服申し立て制度を設けるなど、評価について適切な取扱いがなされています。

【今後の課題等】

27) 学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックし、FDを通して組織としても確実にカリキュラムや指導内容の改善につなげている、とのことだが、具体的にどのような改善が行われたのか、例示でも良いので、自己評価報告書に記載していただくと良い。

28) 令和2年度入学者30人中修了者24人（修了率80.00%）、令和4年度入学者31人中修了者24人（終了率77.42%）と、過去の実績と比較して修了率が低くなっているように読めるので、長期履修者なども含めて、実際に入学者の何パーセントが修了しているのかが分かるような記載の仕方を検討いただきたい。

評価項目5. 進路・就職の状況（大変良い：2名、良い：1名）

【評価すべき点】

29) 本院が就職先・進路として念頭に置いている「公」のセクターに修了生の過半が進んでいる状況にあります。これは、少人数教育の長所を活かし、アドバイザー教員が第1年次から頻繁に個々の学生に接し、各人の能力や進路希望に即したきめ細やかな個別指導を行っている成果と思料いたします。

30) その他の進路についても、シンクタンク・コンサルをはじめ、公共政策と密接な関連を有する組織に就職している修了生が多くみられ、これは本院の「体験型政策教育」が各所で高く評価されていることの証左であると思料いたします。修了生の「政策プロフェッショナル」としての活躍を大いに期待いたしております。

31) 公共政策は公務員のみが独占するものではないことから、卒業（修了）後の進路が、公務員、シンクタンク・コンサル等の民間、NPO など幅が広いことは好ましく思い

ます。一方、近年、国家公務員、地方公務員の人気が低下していることもあり、公共政策を学ぶ学生の多くが、公務の分野を目指していただきたいとも思います。

- 3 2) 自己評価報告書には、就職先の関係者から「高い評価を得る例は少なくない」とありますが。どのような点が評価されているのか（例：企画・立案力、説明力、コミュニケーション能力等）について付記すると、より説得力が増すと考えます。
- 3 3) 卒業（修了）後の進路については、半数近くが国家公務員、地方公務員、政府関係機関として就職しており、民間企業に関してもシンクタンクや公益事業系の企業への就職が多く見られ、公共政策の専門人材の養成と供給に成功していることは非常に高く評価できると思われます。

【今後の課題等】

- 3 4) 令和4年・5年に関しては、公共政策大学院卒業生の進路として想定されるNPO・NGO、報道機関への就職が少なく、就職先のバラエティが減少傾向にあるのがやや気になります。

評価項目 6. 管理運営（大変良い：1名、良い：2名）

【評価すべき点】

- 3 5) 所要の体制・規程の整備により、固有の意思決定・管理運営が確保されているものと認めます。
- 3 6) 東北地方の地方自治体、企業など関係組織との連携による政策課題の解決は、本院としての更なる「現場力」向上につながることはもとより、人口減少下における地域の持続可能性確保にも直結する取組みと評価いたしております。課題先進地と言われる東北の活性化に向け、今後、関係組織との連携を更に推進されることを強く期待いたします。
- 3 7) 公共政策大学院は法学研究科の一専攻ではあるが、運営委員会、教授会、院長の選出など、独立性が担保されており、固有の意思決定・管理運営が確保されていることは評価できます。
- 3 8) 管理運営体制については、意思決定機関、調整主体、規程、構成員、各種委員会の構成等、適切に整備がなされていることは高く評価できると思われます。
- 3 9) 関係組織との連携についても、実際に「公共政策ワークショップI」やインターンシップにおいて連携の効果が見られることは高く評価できると思われます。

【今後の課題等】

指摘なし。

- 40) 公共政策ワークショップ1において、中央官庁・地方自治体などの各種団体・組織との協力関係を結び、現に抱える政策課題への解決策を作成することは、プロジェクト機関としても、新鮮な視点で課題を見直すことができ、大学院側・プロジェクト機関双方にメリットがあるのではないかと。
- 41) プロジェクト機関との調整は時間と労力がかかり、教員の負担も大きいとは思いますが、学生のモチベーションの維持や、発表機会の確保のため、プロジェクト機関へのプレゼンテーション、報告書の提出を継続して実施していただきたい。
- 42) 横手市、(独) 経済産業研究所、仙台市などとの連携が進められており、学生が現場のフィールドで活動する場が広がっており、高く評価できます。できれば、戦略的に連携相手先の開拓（例えば、東北各県1連携先以上）を行い、更にフィールドの幅を広げていただきたい。

評価項目7. 施設・設備・図書等（大変良い：1名、良い：1名、特に問題はない：1名）

【評価すべき点】

- 43) いずれも十分な整備・運営がなされており、ストレスフリーに存分に研究に打ち込める環境であるものと認めます。
- 44) エクステンション教育研究棟は、大小講義室、演習室などを備え、自習室・ワークショップ室については、学生が24時間利用可能であるほか、無線LANも完備されており、施設・設備面は申し分ない。
- 45) 施設・設備に関しては、公共政策大学院が少人数であるため、他研究科との共同利用の状況がやや気になりますが、学生の多様なニーズに対応できるものになっていることは評価できる。

【今後の課題等】

- 46) 学生は、法制実務図書室、附属図書館本館などを利用でき、学内LANを通じて、約14,000タイトルの電子ジャーナルや国内外の新聞等の各種データベースに24時間アクセスできるなど、図書資料の有効な活用が期待できる。なお、法制実務図書

室の利用時間が制限されている点は、制限する理由があるとは思いますが、ニーズがあるのであれば、時間を拡大するのが望ましいと考えます。

47) 在学生から、場所によってはwi-fiが弱いという声がありましたので、オンラインの面接などにも支障が出ないように、状況を把握して必要な改善を検討いただきたいと思います。

48) 「学生一人当たりの面積」や「教室稼働率」といった整備状況・利用状況に関する具体的な数値、さらに他の国立大学公共政策大学院との比較があるとより丁寧な検証ができるように思われます。

49) 図書資料の整備に関しては、他のキャンパスの蔵書も含めると十分な水準であると思われませんが、他の国立大学公共政策大学院との比較があるとより丁寧な検証ができるように思われます。また、学生からの図書購入リクエストがどの程度可能であるのかが資料では分かりませんでしたので、購入リクエストの制度がないのであれば、早急に検討されるのが望ましいと思われます。

総評

【評価すべき点】

- 5 0) 「政策プロフェッショナル」の育成という本院の教育目的を実現するためのハード・ソフト両面での体制が高い水準で備わっているものと評価いたします。
- 5 1) 教育プログラムのコアである「体験型政策教育」実践のための「公共政策ワークショップ」のカリキュラム立案・運営面においては、教員・事務局各位が相当のご負担を担われていることは想像に難くありません。高い教員水準はこれら不断のご努力の賜物と思料いたします。
- 5 2) 従来の取組みである、地域の自治体・企業等の関係組織との連携を通じた政策課題の解決の範囲を超えた「秋田県横手市とのパートナーシップ協定」締結などは、本院活動が新たな実践phaseに入っているものと思料いたします。この更なる展開・推進により、東北各地の基盤整備・持続的発展に向け主導的な役割を果たされることを期待してやみません。
- 5 3) 公共政策分野の担い手として高度な専門的知識や能力を身に着けた「政策プロフェッショナル」を育成することを目的とする公共政策大学院として、研究者教員と実務家教員を併せた指導体制と、実践的な「公共政策ワークショップ」に力を入れることにより、現場力を重視した教育が行われていることは高く評価できます。
- 5 4) 公共政策大学院の「重要な政策課題を発見する能力、政策を立案し、及び評価する能力並びに政策を説明し、及び伝達する能力を備えた政策プロフェッショナルを育成すること」という教育目的を達成するためのアドミッションポリシー・カリキュラムポリシーをもとに、教育実施体制、教育内容、教育方法、管理運営体制、施設・設備が体系的に策定・整備されている印象を受けました。そして、「理論と実務の融合」という基本方針のもとで、「公共政策ワークショップ」を主軸とした教育プログラムも少人数教育の利点を活かした円滑に実施され、上述の教育目的も一定程度達成されているように思われる。

【今後の課題等】

- 5 5) 現代は、VUCAの時代（先行きが不透明で、将来の予測が困難な時代）とも言われており、求められるスキルも、情報収集力、問題解決力、意思決定力、コミュニケーション力、臨機応変な対応力、多様性の受入、自ら情報収集をして分析できる能力、学び続ける努力、などと多岐に渡っています。こういった時代の変化や、学生

に求められるスキルの変化も意識して、教育内容について不断に改善を図っていただきたいと思います。

※VUCA（ブーカ）＝*Volatility*（変動性）、*Uncertainty*（不確実性）、*Complexity*（複雑性）、*Ambiguity*（曖昧性）の頭文字を取った言葉

- 5 6）報告書においては全ての分析項目において「期待される水準を上回っている」との自己評価であり、それ自体を否定する訳ではありませんが、大小問わず課題や改善が必要と考えている事項はあると思われるので、課題の認識と改善の方向性を記載し、PDCAサイクルを意識することで、持続的に発展していく公共政策大学院となると考えます。
- 5 7）教育体制の問題、教育課程の問題、学生の進路の問題として指摘させていただきましたが、公共政策大学院での教育の実態を見ると、「政策プロフェッショナル」の養成がやや公務員に限定されているようにも思われました。教育体制の問題や、教育課程の問題については、教員数といったリソースの問題であるため、解決は難しいと思われますが、より充実した教育を行なわれるためにご検討いただければ幸いです。

資料

令和6（2024）年度東北大学公共政策大学院教育課程連携協議会委員（5名）

（外部委員）※五十音順、敬称略

秋吉 貴雄（中央大学法学部 教授）

小田島 肇（一般社団法人 東北経済連合会常務理事事務局長）

新妻 直樹（公益財団法人 東北自治研修所長）

（科内委員）

久保野 恵美子（東北大学大学院法学研究科長）

西岡 晋（東北大学公共政策大学院長）

東北大学大学院法学研究科法科大学院及び公共政策大学院における教育課程
連携協議会に関する内規

制定 平成31年2月13日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程第15条に定める教育課程連携協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議し、研究科長に意見を述べるものとする。

- 一 法学研究科総合法制専攻（以下「法科大学院」という。）及び公共法政策専攻（以下「公共政策大学院」という。）の研究教育水準の維持向上のため自己点検を行った事項
- 二 産業界等との連携により、授業科目の開設、教育課程の編成に関する基本的な事項
- 三 産業界等との連携により、授業の実施、教育課程の実施に関する基本的な事項及び実施状況の評価に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、法科大学院及び公共政策大学院ごとに設置し、次に掲げる者をもって組織する。

(法科大学院)

- 一 研究科長
- 二 法科大学院長
- 三 法曹としての実務経験を有する者
- 四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者
- 五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

(公共政策大学院)

- 一 研究科長
- 二 公共政策大学院長

三 公共政策系分野の職業に就いている者又は当該職業分野に関連する団体（職能団体、事業者団体、公共政策系分野の職業に就いている者若しくは関連する事業を行う者による研究団体等）のうち広範囲の地域で活動するものの関係者であって、公共政策系分野の実務に関し豊富な経験を有する者

四 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

五 本学の教職員以外の者であって、研究科長が必要と認める者

2 協議会の委員の過半数は前項第3号から第5号の委員とし、本学以外の者でなければならない。なお、第4号及び5号の委員については、構成員としないことができる。

3 協議会は、必要のあるときは、同条第1項に掲げる者以外を陪席させ意見、説明を求めることができる。

（議長）

第4条 協議会に議長を置く。議長は委員の互選により定める。

（委嘱）

第5条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第6条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員の任期は4年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第7条 第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員については、別に定める所定の旅費及び謝金を支払うものとする。

（開催時期）

第8条 協議会は、原則として隔年を目途に実施する。

（自己点検項目の構成）

第9条 自己点検項目は、第2条第1号から第3号までに定める事項に基づき、別に定める評価シートにより構成するものとし、評価シートの構成は法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・基本戦略委員会で見直すことができるものとする。

（評価シートの作成）

第10条 法科大学院及び公共政策大学院において、前条に定める自己点検項目に

基づき、自己評価報告書を取りまとめ、第3条第1項第3号から第5号に掲げる委員は、書面調査並びに第3条第1項第1号及び第2号に掲げる委員並びに学生に対するヒアリング調査を実施し、評価シートを作成する。

（外部評価報告書の作成）

第11条 第3条第1項第3号から第5号の委員が作成した評価シートを基に、法科大学院においては評価対応委員会、公共政策大学院においては評価改善・戦略委員会において外部評価報告書案を作成し、委員の確認の後確定させる。

（外部評価報告書の公表）

第12条 研究科長は、外部評価報告書をウェブサイト等で公表するものとする。

附 則

- 1 この内規は平成31年4月1日から施行する。
- 2 東北大学大学院法学研究科外部評価に関する内規（平成29年2月15日制定）は、廃止する。

附 則（令和3年5月19日改正）

この内規は令和3年5月19日から施行する。

附 則（令和4年1月19日改正）

この内規は令和4年1月19日から施行する。

附 則（令和4年3月18日改正）

この内規は令和4年3月18日から施行する。